

ご意見と回答

提案・意見

伊勢市をよりよくするために(回答:6月16日時点)

(2026年5月受付)

市内にはほとんど室内で遊べる施設がありません。

旧北浜中学校に室内ボールプールを作ってください。子供が遊べるすべり台や室内遊技場も整備して市内の人が無料で遊べる施設を創設してください。

校舎内で縁日コーナーも作れば新たな観光スポットになるのではないのでしょうか。

伊勢市駅から旧北浜中学校まで直通のバスや路面電車を計画すればよりよいものになります。そのような施設の建設や市としてまちづくりをしてください。

今年も猛暑が想定されますので、市内の各公園に避暑場所である建物を建設して、全面芝生にしたら暑さ対策になるのでぜひしてください。

伊勢市内に鰻屋が多いので市の方で鰻屋を紹介するマップを作成して観光客用に配布すればより伊勢市の魅力が伝えられます。

どうか私の考えを市の方で検討して実践してください。

回答

旧北浜中学校については、他の利用しなくなった学校と同様に民間事業者等による有効活用を検討していくこととしています。(資産経営課)

路面電車の新設についてですが、伊勢市では「伊勢市地域公共交通計画」に基づき、地域の公共交通網を維持・改善する取り組みを進めております。

現在、当該地域には既存のコミュニティバス「おかげバス」が運行しており、現状において新たな交通手段の導入や路線新設は計画されていない状況です。また、路面電車の導入には費用面や運用面で様々な課題があるため、現時点で実現は難しい状況です。(交通政策課)

市内の各公園へ新規の施設整備や広範囲の芝生化は、多額の整備費に加え、その後の維持管理にも多大なコストを要します。現在の厳しい財政状況に鑑みますと、実施は非常に困難です。

(基盤整備課)

伊勢市では鰻屋のみのマップは作成していませんが、公益社団法人伊勢市観光協会と協働で「伊勢ランチガイド」という伊勢のグルメを紹介するパンフレットを作成しております。その中で、鰻屋を紹介しているページもございます。

公益社団法人伊勢市観光協会ホームページからダウンロードができます。

<https://ise-kanko.jp/pamphlet-download/>

また、公益社団法人伊勢市観光協会ホームページ内で伊勢の鰻屋を紹介しているページもございます。

<https://ise-kanko.jp/focus/unagi/>

(観光振興課)

資産経営課・交通整備課・基盤整備課・観光振興課(2026年6月回答(6月13日～19日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

市役所所有の建物の有効活用について②(回答:6月17日時点)

(2026年5月受付)

老人会の集まりとか祭りの準備で使用しなくなった建物は無償で貸出ししてくれるのでしょうか。

例で廃校を挙げてもらっていますが、例えば市内の廃校であれば上記の使用は無償で認められますか。

地域団体の事務所や放課後児童クラブや倉庫は消防法や建築基準法で用途を変える消防設置届や確認申請が必要と聞いたことがあります、それぞれの用途、施設ごとに申請して許可をもらっているのでしょうか。

回答

廃校の使用の可否、使用料の有無については、使用目的や使用人数等を勘案のうえ個別に判断することになります。建物を老人会の集まりや祭りの準備などで地域の住民が利用する場合は、建築基準法上「集会場」とみなされ、建物の大幅な改修が必要となるため、現状のままで利用可能な範囲内に限定しておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、まちづくり協議会の事務所など、公益事業に該当すると判断されるものについては、無償で使用を許可しています。

また、建物に関する各種届出に関しましては、各施設の用途や規模に応じて、必要な手続きを関係機関に確認しながら、対応しているところです。

資産経営課(2026年6月回答(6月13日～19日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

開庁時間の短縮(回答:6月15日時点)

(2027年6月受付)

R8.8月で県庁の開庁時間短縮開始、近りんでは玉城町、明和町、松阪市、津市などは開庁時間が短くなっておりますが、伊勢市としては開庁時間の短縮は考えられますでしょうか？

時短になって職員さんの負担も少なくて済み経費、人件費など削減できるのでは？

回答

窓口短縮については、伊勢市でも検討を行っております。

今後も県内の状況等を確認しながら、引き続き検討を行っていく予定です。

職員課(2026年6月回答(6月13日～19日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

ごみ集積所(回答:6月16日時点)

(2026年6月受付)

ごみ集積所の利用について伊勢市の回答として維持管理は各自治会及び町内会に任せているのでそちらに問合せてくださいと回答をされていますが家庭から排出される一般ごみは行政にて収集処理する事になっているように思います。一般家庭と行政との間で収集処理をする事になっている住民サービスに法的拘束力を持たない任意団体を交える事の経緯と根拠を教えてください。

回答

市は一般廃棄物の適正な処理を図るために必要な措置を講じるよう努めなければならない、また、区域内の一般廃棄物の処理に関する計画(ごみ処理基本計画)を定めなければならないこととなっております。

その計画において、燃えるごみの排出場所を自治会が設置、維持・管理している集積所としていることから、市は燃えるごみの回収場所を集積所としております。燃えるごみの排出場所を集積所としているのは、平成22年に策定した「伊勢市ごみ処理基本計画」において、ごみの収集方法等については、市全域の排出方法を統一し、市民サービスの不公平感をなくすと共に収集の効率化を図ることから、ごみ排出場所の集積化を推進することとしていたことからです。

排出場所の集積化について、計画における市民・地域組織の役割として、燃えるごみの集積化を推進するため、集積かごなどを設置し、収集の効率化に寄与すること、集積化が実施された後は、集積所の維持に努めることとなっております。

これは、排出場所の集積化を進めるにあたっては、市では集積所を設置するための集積場所の確保が難しかったこと、自治会は地域の事情を理解しており、公共用地や自治会所有地、個人所有地など柔軟に場所を確保できることからです。

以上から、市では、燃えるごみの排出場所を自治会が設置、維持・管理している集積所としておりますので、ご理解の程よろしくお願い致します。

ごみ減量課(2026年6月回答(6月13日～19日))

カテゴリ:<暮らし・環境>ごみ

ご意見と回答

提案・意見

入湯税特別徴収義務者の公表に関する検討状況について(回答:6月17日時点)
(2026年6月受付)

以前、入湯税の特別徴収義務者名の公表についてお伺いした際、
「他自治体において公表されている事例が存在することは認識しており、伊勢市としても検討してまいります。」
とのご回答をいただきました。

その後の検討状況についてお伺いいたします。

他自治体の事例として、水戸市では入湯税の特別徴収義務者を公表していることを確認しております。

このような事例も踏まえ、

- ① 特別徴収義務者名の公表に関する検討は進んでいるのでしょうか。
- ② 現時点での伊勢市のお考えや方向性がございましたらご教示ください。

回答

入湯税の課税対象となる施設の情報につきましては、以前の回答のとおり、地方税法第22条に規定されている守秘義務に基づき、税に関する情報として取り扱いには細心の注意を払っております。

一方で、利用者にとって、どの施設が入湯税を課される施設であるかを知ること
は施設選びの判断材料になりうることも考えられます。

このことから、施設利用者が利用施設を検討する際の判断材料となるよう、今後、
お問い合わせをいただいた場合は施設名を回答させていただきます。

課税課(2026年6月回答(6月13日~19日))

カテゴリ:<暮らし・環境>税金

ご意見と回答

提案・意見

公金支出情報の電子データ提供について(回答:6 月 19 日時点)

(2026 年 6 月受付)

長崎県では公金支出情報をインターネット上で公開しており、支出内容や支払先などを検索できる仕組みを運用していることを知りました。

そこでお伺いしたいのですが、伊勢市においても同様の公金支出情報や支出データを、CSV または Excel 形式などのデータで提供いただくことは可能でしょうか。

回答

伊勢市におきましては、入札情報はホームページで公開しており、予算・決算情報についてもオープンデータとして CSV 形式で提供しております。

しかしながら、支払内容や支払先が分かる公金支出情報につきましては、個人情報や機密情報の精査が必要なため、現在インターネット上での公開や情報提供は行っておりません。

会計課(2026 年 6 月回答(6 月 13 日~19 日))

カテゴリ:その他>その他

ご意見と回答

提案・意見

海岸清掃(回答:6月19日時点)

(2026年6月受付)

二見町神前海岸に台風の影響で木など(たまに鳥の死骸あり)流されてきているので清掃してほしい。できないならボランティアイベントが開催して欲しい参加したい。式年遷宮で訪れる観光客もいるので綺麗な伊勢をみてもらいたい。

回答

ご意見をいただきました二見町神前海岸について、管理者の三重県伊勢建設事務所に申し伝えましたところ、次のとおり回答がありました。

台風の影響で海岸へ流れ着いた流木などにつきましては、海水浴シーズンまでに清掃を行う予定ですので、ご理解いただきますようお願いいたします。

監理課(2026年6月回答(6月13日~19日))

カテゴリ:くらし・環境>ごみ